

第4章 市の支援体制

1 職員の地域担当制

- ア 地域担当職員の役割は、地域の連携の熟度に応じ協議会の設立に向けた支援を行うほか、地域と行政とのパイプ役となって協議会運営についてサポートしていくことである。
- イ 地域担当職員の職務場所や人数などはコストや業務内容を考慮し、行政が定めるべきである。
- ウ 地域担当職員には、行政分野に広い知識を持ち地域を熟知している職員、主に地域と行政の橋渡しをできる職員、あるいは地域の長所を活かし、課題に対応できる職員など、地域に応じた職員像が望まれている。
- エ 自治会等の地域団体の事務、地域内での冠婚葬祭・祭礼の手伝い、行政等への各種申請の代行及び個人的な要望・苦情などの処理については、地域担当職員の業務ではない。

2 拠点づくり

- ア 全ての地区自治会連合会の区域に協議会の活動を支える活動拠点を配置することを基本的な方針とすべきであるが、市の財政状況や地域の財源の規模から、直ちに全ての地区に整備することは困難であるため、現在利用されている公共施設や民間施設の活用を継続していくべきである。
- イ 既存の公共施設の活用が望まれるため、その建て替えや耐震補強工事に合わせ必要な規模や機能を確保することが求められる。

【委員構成】

委員長

名和田 是彦（法政大学法学部教授）

副委員長

石川 信雄（小田原市自治会総連合会会长）

委員

金井 俊典（市民公募）

近藤 忠（市民公募）

酒匂 守（小田原市社会福祉協議会会长）

下田 勝也（小田原市民生委員児童委員協議会副会長）

鈴木 敏子（市民公募）

田村 洋一（小田原市PTA連絡協議会会长）

葦山 信（小田原市青少年健全育成連絡協議会副会長）

橋本 輝夫（小田原市子ども会連絡協議会会长）

※ 報告書提出時、*については就任時の役職

※ 委員については五十音順

小田原市地域コミュニティ検討委員会 報告書【概要版】

第1章 地域コミュニティの現状と将来像

1 地域コミュニティの現状

少世帯化や単身世帯の増加、地域活動に対する意識など地域を取り巻く環境の変化により、連帶意識の希薄化や協力体制の低下が生まれ、身近な地域に解決の難しい様々な問題が現れ始めている。

2 地域コミュニティの将来像

- (1) 各種団体がこれまでの活動を通じて得た豊富な人材やノウハウの蓄積といった強みを更に活かしながら、課題の把握や目標の共有、解決に向けて共に行動することを可能とする新たな連携が必要である。
- (2) 地域が行政とともに公共的なサービスの提供を担う主体の一つとして、新たな仕組みを確立し、地域課題のうち公共性の高いものについては、両者が協働して取り組んで解決していくことが望まれる。

第2章 新たな地域コミュニティに必要な機能

地域課題の洗い出し作業や地域別計画の策定、モデル事業の実施などを通じて、地域には次の3つの機能が必要であることが確認された。

- 各種団体の新たな連携
- コーディネーター役として求められる人材
- 参加したくなる交流の場の創出

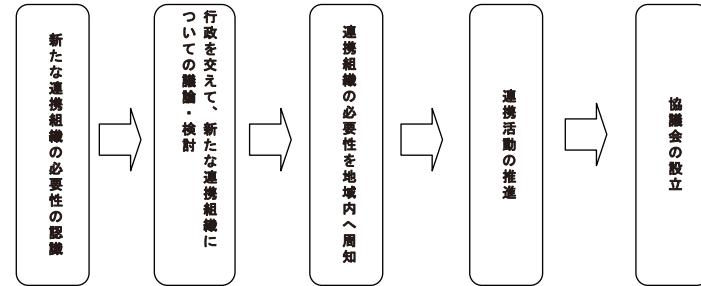
第3章 新たな地域コミュニティの仕組み

1 地域運営協議会とその主旨

地域全体で取り組まなくてはならない課題が生じてきており、地域の特徴を活かしながら、各種団体のネットワーク化によって、この課題にきめ細かく対応することのできる組織として、地域の住民や各種団体で構成し、地域全体を包括する「地域運営協議会」（以下、「協議会」という。）を設立する必要がある。

2 組織

(1) 協議会設立のプロセス（フロー例）



- (2) 自治会等の地域団体は地域福祉の向上に努めてきた重要な組織であり、今後もその重要性は変わることはない。協議会設立後も地域団体は各部会の中でも他団体との協働を担う一方で、独自の活動を継続していくことが期待される。
- (3) 協議会やその準備会を運営していくには事務局機能が必要であり、地域が主体となって協議会が運営されていくために、地域住民により事務局が担われることが必要である。
- (4) 協議会に地域の組織としての代表性を持たせるため市による認定が必要であり、また、市との関係を定めるために協定を締結する必要がある。

3 区域

これまで多くの地域活動が市内25の地区自治会連合会の単位で営まれており、各分野における活動組織の設置体系もこれに準じたものとなっているため、協議会も地区自治会連合会ごとに設置されることが適当である。

4 合意形成の仕組み

- (1) 協議会が意思決定を行うにあたっては、透明性、公平性等を確保しながら多くの住民の意思に沿った合意形成を可能とする仕組みが必要である。
- (2) 地域内の住民の暮らしに必要な情報を伝えていくための方法が地域ごとに構築されていくとともに、役員で組織する会議のほか、住民の誰でもが参加・発言できる場が必要である。

5 担い手の確保

- (1) 地域活動の新たな担い手の確保において大事なことは、まず、地域に目を向けてもらい、地域に触れ合うことのできる「場」を創り出すことである。
- (2) 日常の地域活動の中で声掛けなどを大事にするとともに、PTAや団塊の世代などにアプローチしていくことが重要である。

- (3) 一人ひとりの負担を軽減し皆で支える仕組みづくりや目的の重複している地域活動の整理・統合も求められる。

6 財源の確保

- (1) 地域においては自主財源の確立も望まれるが、課題の解決に向けた新たな連携の枠組みを設け、行政とともに協議、実践するという場合には、行政もその費用の一部を負担していく必要がある。
- (2) 地域への一括交付金については、地域間のバランスの崩壊や住民サービスの低下などが懸念されることから短期的には難しいと考える。しかし、行政が使途を制限しない財源は地域活動を活性化させるという観点から有用であるので、将来の導入へ向けた議論をしていくべきである。

組織構成例

